

平成 28 年 9 月 6 日

各 位

会社名 北川ヒューテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 隆明

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 27 年 1 月 28 日に東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会の立入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日 9 月 6 日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関し、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の命令を極めて厳粛に受け止め、役職員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1．排除措置命令の概要

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないために必要な措置を講じること等を命じられました。

2．課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 2395 万円

納付期限 平成 29 年 4 月 7 日

なお、納付すべき課徴金の額については、今後、同一事件についての罰金の刑に処する確定裁判があった場合に変更がなされる予定です。

以 上